

平成23年 6月 8日  
四国地方整備局

## 平成22年度「建設業法令遵守推進本部」の取組について

平成19年4月1日に四国地方整備局に設置された「建設業法令遵守推進本部」(以下「推進本部」という)における取組の概要は下記のとおりです。

### 1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報等

平成22年度に駆け込みホットライン等に寄せられた電話等の件数は、法令違反等通報、その他相談質問件数あわせ、**32件**。

【通報内容例—営業所専任技術者の専任義務違反疑義  
下請契約の締結及び代金支払いに関する違反疑義 等】

### 2. 建設業者に対する立入検査等の実施件数

建設業者に立入検査、報告聴取を行った件数は、**63件**。

### 3. 勧告等の実施概要

平成22年度の建設業法第41条第第1項に基づく勧告の状況については、上記立入検査等の実施により以下のとおりとなった。

勧告	33社	勧告内容	【下請契約に係る契約書面の適正交付	24件
			追加・変更契約について	12件
			施工体制台帳の作成不備の改善	5件等】

※複数項目の勧告のケースがあり、勧告内容と勧告の数は一致しない。

※許可取消・営業停止・指示処分 — なし

### 4. 平成23年度における活動方針

昨年度に引き続き、四国四県との連携を図りながら、建設業における取引の適正化に関する取組を実施するとともに、法令違反に関しては、重点的に取り組む事項を定め、立入検査、指導監督を実施します。

(問合せ先)

四国地方整備局 建政部

計画・建設産業課 課長補佐 峰久 義朗

建設専門官 鈴木 等

(087)851-8061 (内線 6142・6144)